

朝日町ホームページバナー広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、朝日町広告掲載要綱の規定に基づき、町ホームページへの広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告の形式)

第2条 町ホームページに掲載する広告は、バナー広告とする。

2 バナー広告は、文字又は画像で表示された情報で、広告主の指定するホームページにリンクする機能を有するものをいう。

(広告の範囲及び規格等)

第3条 町ホームページに掲載する広告の掲載位置、掲載枠数及び規格等は、次に掲げるとおりとする。

(1) 位置：トップページの町が指定した位置

(2) 枠数：8枠

(3) 範囲：町ホームページに広告を掲載することのできる業種、事業者、広告の内容、広告のデザイン及び広告主がリンク先として指定したホームページの内容については、朝日町広告掲載要綱第4条及び朝日町広告掲載基準の規定に準じるものとする。

(4) 大きさ：縦70ピクセル×横211ピクセル

(5) 形式：GIF（アニメ・透過GIF不可）・JPEG・PNG

(6) 容量：10キロバイト以下

2 掲載広告は、広告主1人当たり1枠とする。

(広告の掲載期間)

第4条 広告の掲載期間は、1ヶ月を単位とし、連続して掲載できる期間は最長12ヶ月とする。ただし、広告枠に空きがある場合は、新たな申込みにより継続して掲載できるものとする。

2 広告の掲載開始日は掲載決定月の初日とし、掲載終了日は末日とする。ただし、広告主の都合により当該広告掲載期間が1ヶ月未満の場合であっても、1ヶ月とみなす。

3 広告掲載期間内に、保守作業等によりホームページの運営を一時停止した場合であっても、期間の延長は行わないものとする。

(広告の募集)

第5条 広告の募集は、町が発行する「広報あさひ」及び町ホームページ等で行うものとする。

(広告掲載の申込み)

第6条 広告掲載希望者は、朝日町ホームページバナー広告掲載申込書（様式第1号）に必要事項を記入のうえ、電子データによる掲載広告原稿、リンク先ホームページ画像を添付して町長に提出するものとする。

2 広告掲載の申込みは、掲載希望月から1ヶ月前以上とし、3ヶ月以内とする。ただし、町長が認めた場合は、この限りでない。

(広告掲載の決定)

第7条 町長は、朝日町ホームページバナー広告掲載申込書を受理したときは、朝日町広告掲載要綱及び朝日町広告掲載基準に基づき審査のうえ、掲載の可否を決定し、朝日町ホームページバナー広告掲載（不掲載）決定通知書（様式第2号）により、広告主に通知するものとする。

2 広告掲載希望者が募集した枠数を超えるときは、原則、掲載期間の長い者とする。ただし、町内事業者がいる場合は、町内事業者を優先することができるものとする。

3 前項の規定によっても、広告掲載希望者が募集した枠数を超えるときは、抽選により決定する。

(広告掲載料と納入方法)

第8条 広告掲載料は、広告枠1枠当たり月額5,000円（消費税及び地方消費税を含む）とする。

2 広告主は、当該広告掲載料金の請求があった日から一週間以内に町が指定する納入通知書により一括前納するものとする。

(広告掲載料の返還)

第9条 広告主の責に帰さない理由により、当該広告を掲載ができなかったときは、掲載できなかった日数に応じて、広告掲載料を日割により計算し、円未満は切り捨てた広告掲載料を返還するものとする。ただし、当該広告を掲載できなかった期間は1日単位とし、1日未満は切り捨てるものとする。

2 前項の規定に関わらず、次に掲げる理由により、町が町ホームページの運営を一時停止した場合は、広告掲載料は返還しないものとする。

(1) 機器等の保守又は工事を行う場合

(2) 天災、事変その他非常事態が発生した場合

3 第1項の規定により還付する広告掲載料には、利息は付さない。

(広告内容等の変更)

第10条 広告主は、広告原稿等を変更しようとする場合は、変更しようとする月の前月10日までに、町に提出し、町長の承認を得るものとする。

2 町長は、朝日町広告掲載要綱及び朝日町広告掲載基準に抵触しているときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定めるものとする

附 則

この要領は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年告示第34号）

この要領は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年告示第20号）

この要領は、公布の日から施行する。

様式第1号

年 月 日

朝日町ホームページバナー広告掲載申込書

朝日町長 様

申込者 氏 名 印

住 所

朝日町ホームページに広告を掲載したいので、下記のとおり申し込みます。
なお、申込みにあたっては、朝日町広告掲載要綱及び朝日町広告掲載基準を遵守することを約束します。

記

1 広告内容

(1) 掲載希望期間（掲載期間： 月）※最大12ヶ月
年 月 日 ~ 年 月 日

(2) 広告掲載料（月額5,000円：消費税及び地方消費税を含む。）
円

(3) バナー広告の名称及び内容

(4) リンク先ホームページのURL

2 連絡先

(1) 担当者氏名

(2) 住所

(3) 電話番号及びFAX番号

TEL () FAX ()

3 添付書類

(1) 電子データによる掲載広告原稿

(2) リンク先ホームページ画像

様式第2号

第 号
年 月 日

朝日町ホームページバナー広告掲載（不掲載）決定通知書

（申込者）様

朝日町長 印

年 月 日付けで申込のありました広告掲載については、朝日町ホームページバナー一広告掲載要領第7条の規定に基づき、次のとおり決定しましたので通知します。

1. 決定区分

掲載を承認します。

掲載は認められません。

（認めない場合の理由 _____）

2. 掲載期間

年 月 日から 年 月 日まで

3. 広告掲載料

金 _____ 円（消費税及び地方消費税を含む。）

※納入方法及び納入期限は、納入通知書によるものとする。